

▶ 問合せ先

町民福祉課国保医療年金係（内線106・107）

国保の保険証が変わります

国民健康保険に加入する皆さんには、今まで家族で1枚の保険証が交付されていましたが、今回の更新よりひとり1枚ずつのカード型の保険証（国民健康保険被保険者証）が交付されます。

世帯で1枚だけ配られていた場合とちがって、家族がそれぞれ同時に別の医療機関を受診できるなど、便利で安心です。

カード型の保険証が
ひとりに1枚
交付されます

いままでとつづがちがいます！

- 銀行のカードなどと同じサイズで、いつでも持ち歩けます。
- 家族が同じ時間にちがう医療機関にかかることができるようになります。
- 各自が旅行先、勤務先などに保険証を持っていけます。
- 交通事故など、思いがけないケガや病気の際に役立ちます。

この被保険者証は、あくまでも見本として記載していますので、実際の本証とは、サイズ、記載内容、字体などが異なります。

国民健康保険 有効期限 年 月 日
被保険者証

記号	羽	番号	00000000
氏名	国保太郎	性別	男
生年月日	昭和	年月日	
資格取得年月日	昭和	年月日	
交付年月日	平成	年月日	

世帯主氏名 国保太郎
住所 北海道苫前郡羽幌町 番地

保険者番号 0 1 1 4 2 9

保険者名 北海道苫前郡羽幌町

羽幌町 印

修学のため家族と離れて他の市町村に住所を有する学生の場合、役場窓口へ届出が必要となります。また、卒業などで修学を終えた場合も、同様に届出が必要ですのでご注意ください。

老人保健の受給者の皆さまへ

○医療機関にかかるときは、次のものを窓口にお持ちください。

加入している健康保険の被保険者証 健康手帳 老人保健の医療受給者証
老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証（認定を受けている方のみ）

○次のような場合は届出をしてください。

加入している医療保険（健康保険）が変わったときは役場へ届出をしてください。

○窓口での支払いは、医療費の1割（または2割）を負担します。

外来の場合➡かかった医療費の1割または2割を医療機関の窓口で支払います。

入院の場合➡かかった医療費の1割または2割を医療機関の窓口で支払いますが、その場合、限度額（老人保健の医療費負担の入院及び世帯限度額）までの支払いとなります。

老人保健の医療費負担

所得に応じて医療費を負担していただきます。

医療費の負担が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分の払い戻しが受けられます。

区 分	一定以上所得者 1	一般	低所得 2	低所得 3
負担割合	2割	1割		
外来限度額	40,200円	12,000円	8,000円	
入院及び世帯限度額	$72,300円 + (総医療費 - 361,500円) \times 1\%$ (40,200円)	40,200円	24,600円	15,000円
1日の標準負担額 (食事療養費)	780円	780円	650円 (長期該当者は500円)	300円

() 内は、12カ月間に4回以上高額医療費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。

1 一定以上所得者とは、69歳以上の方の課税所得(収入から地方税法上の各種控除を差引いた額)が124万円を超えている場合、その方および同じ世帯に属する69歳以上の方を指します。

ただし、同じ世帯に属する69歳以上の方の収入の合計額が、次の額に満たない場合には、申請されますと1割（一般）の負担になります。

同じ世帯に他に69歳以上の方がいる場合	637万円
同じ世帯に他に69歳以上の方がいない場合	450万円
65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含みます。	

2 低所得 とは、世帯員全員が住民税非課税の場合の、受給者を指します。

3 低所得 とは、2の条件を満たし、かつ世帯全員が一定基準を満たしている方を指します。
一定基準とは、各種控除後の所得が0円となる場合です。

注) 低所得 ・ となるためには、申請が必要です。

低所得 の方で長期入院（1年間で90日以上入院期間）のある方は申請されますと翌月から、さらに標準負担額（食事療養費）の減額が受けられます。（日額650円から500円へ）

特別児童扶養手当について

○特別児童扶養手当とは

身体や精神に障害のある満20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図るための制度です。

○特別児童扶養手当を受けることができる人は次の人です

身体や精神にある程度の障害のある児童の父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。
但し、所得により制限があります。

○次のような場合は、手当を受けることが出来ません

- 児童が
- ・日本国内に住所がないとき
 - ・障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童福祉施設等に入所しているとき
- 父、母又は養育者が
- ・日本国内に住所がないとき

▶手続き・問合せ先
町民福祉課国保医療年金係
または天売・焼尻各支所